

担当事務所

担当者及び連絡先メールアドレス

国名	(記載例) 日本	フランス	追加説明および主要参考リンク
基礎情報	人口：約1億2,744万人（2019年1月） 面積：約37.8万km ² 首都：東京都	人口：約6,742万人（2021年1月） 面積：約63.2万km ² 首都：パリ	
住民データベース	<u>住民基本台帳</u> ・根拠法：住民基本台帳法（以下「法」） ・管理主体：市町村 ・登録主体：市町村	<u>自然人識別全国目録</u> ・根拠法：自然人識別全国目録に関する1982年1月22日のデクレ第82-103号（以下「デクレ」）※デクレとは日本の政令に相当するもの） ・管理主体：国立統計経済研究所（INSEE、以下「INSEE」） ・登録主体：国立統計経済研究所（INSEE）	https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000520382/2008-06-01/ https://www.cnil.fr/rnipp-repertoire-national-didentification-des-personnes-physiques-0 https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1602#:~:text=Le%20r%C3%A9pertoire%20national%20d'identification,des%20registres%20d'%C3%A9tat%20civil.&text=Il%20est%20de%20fait%20utilis%C3%A9,pour%20certifier%20des%20%C3%A9tats%20civils.
登録事項	<u>住民票の記載事項（法第7条）</u> 氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、住民票コード 等	<u>目録に記載される事項（デクレ第3条）</u> 氏名、性別、生年月日、出生地、死亡日、死亡地、出生証書と死亡証書の番号、続柄および夫の姓（同姓同名の者の識別等が必要な場合には、誰の子であるか、誰と婚姻関係にあるか等の続柄や夫の姓が併せて登録される）、自然人識別全国目録登録番号（通称「社会保障番号」、以下「社会保障番号」）、記載事項の変更にかかわる追記	https://www.gisti.org/IMG/pdf/guide_identification_vdef_5.pdf https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000520382/2008-06-01/
住民データベースへの最初の登録（邦人の場合）	① 出生届の提出（戸籍法第49～52条） ・届出義務者：父母 ・届出先：市町村戸籍担当窓口（本人の本籍地、届出人の所在地、出生地（病院等のある市町村）） ・必要書類：出生届、出生証明書（医師、助産師、その他の者が出産に立会った場合） ・届出方式：出頭、郵送 ↓ (出生届を受理した市町村が、住所地でない場合、当該市町村から住所地市町村へ通知) ↓ ② 住所地市町村が、職権により住民基本台帳に記載（法施行令第12条）	① 出生届の提出（民法典第55～59条） ・届出義務者：（一般的には）父（または医師、助産師、その他出産に立ち会った者）（届出は出産日の翌日から5日以内） ・届出先：出生地のコミューン（基礎自治体）の戸籍担当窓口 ・必要書類：医師あるいは助産師による証明書、姓の選択に関する父母の共同届出書（子供の姓を母の姓、あるいは父母の両方の姓の併記とする場合）、認知証明書（出生前に同証明書が作成された場合のみ）、直近3ヶ月以内の父母の住所を証明できる書類、父母の身分証明書、家族手帳（両親にすでに子どもがいる場合に、家族手帳に出生が追記される） ・届出方式：出頭 ↓ これらの書類に基づき、その場で戸籍事務担当係官が出生証明書を作成 ↓ ② 出生証明書を作成したコミューンが、その日のうちにINSEEへ通知 ↓ ③ INSEEが、職権により自然人識別全国目録に記載（デクレ第5条） これにより、国籍に関わらずフランスにおいて出生した者に自然人認識全国目録登録番号（通称「社会保障番号」）が付与される。 ↓ ④ INSEEから自然人識別全国目録の記録事項が医療保険加入者制度間全国目録（後述）に転送される。これにより、出生者の医療保険も加入し、後述のとおり（後述）の発行が可能となる	https://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/1303477/Plaqueette-transmis-bulletin-etatcivil.pdf https://www.insee.fr/fr/information/1303477 コミューンからINSEEへの通知は、所定の書式の送付あるいは専用ソフトを用いてオンライン上で行う。INSEEへの通知の期限は、出生はコミューンにおいて出生証明書が作成された当日、死亡は8日以内、また婚姻と死産は翌月の5日まで。 自然人識別全国目録の戸籍データが更新される度に、そのデータの使用が認められている医療保険加入者制度間全国目録（後述）が随時更新される。
住所変更に係る手続の種類・方法	種類：転入届、転居届、転出届 期限：転入又は転居をした日から14日以内 転出届は、あらかじめ行う。 方法： ①対面（窓口） ②郵送（転出届のみ） ③オンライン（マイナンバーカード所有者の特例転出）	フランスには日本の住民登録制度に相当する制度は存在しない。住所変更は、選挙人登録、納税、社会福祉関係手続などの個々の行政手続きにおいて行う。 フランス国籍の者は国民身分証明書（有効期間10年）の発行を受けることができるが、住所が変わった場合でも身分証明書に記載された住所変更の義務はない（新しい住所の記載を希望する場合には、再発行の申請を行う）。国民身分証明書には、社会保障番号の記載はない。	https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/l15b0413_proposition-loi https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F35807 https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21224#:~:text=Pour%20un%20mineur-,Non%2C%20modifier%20l'adresse%20de%20sa%20carte%20d'identit%C3%A9,y%20inscrire%20une%20nouvelle%20adresse.
オンラインによる住所変更の手続	①転出時 届出者は、転出時に各市町村のオンライン申請フォームで届出事項等を入力し、電子署名を付し、署名用電子証明書を併せて送信 ↓ ②転入時 届出者は転入先の市町村窓口にて転入届を提出（出頭） ※マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力することで転出証明書の提出不要	住民登録制度に相当する制度が存在しないため、該当なし	
罰則	虚偽届出：5万円以下の過料（法第52条） 届出懈怠：5万円以下の過料（法第52条）	住民登録制度に相当する制度が存在しないため、該当なし	

国民ID	<p><u>個人番号（マイナンバー）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法：番号利用法 ・指定機関：市町村 ・指定対象：住民票コードが記載された住民票に係る者 ・桁数：12桁（住民票コードから変換） 	<p><u>個人番号（社会保障番号）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法：デクレ第4条 ・指定機関：INSEE ・指定対象：フランスで生まれた者（国籍問わず）及び社会保障番号の取得を申請した外国で生まれた者 ・桁数：15桁（13桁の社会保障番号+2桁の確認用キー番号） <p>社会保障番号は13桁で、その構成は、以下のとおり。</p> <p>1番目：性別（1：男性、2：女性）</p> <p>2番目と3番目（2桁）：生年の最後の数字2桁</p> <p>4番目と5番目（2桁）：生月</p> <p>6番目から10番目（2桁と3桁）：出生地の県番号（2桁）とINSEEが定めるコミューンのコード番号（3桁）</p> <p>11番目から13番目（3桁）：同じ時期に同じ場所で生まれた者を識別するための番号</p> <p>これら13桁に、2桁の番号が続く。</p> <p>14番目から15番目（2桁）：確認用キー番号</p>	<p>https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c1409</p> <p>https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F33078</p>
IDカード (物理的カード)	<p><u>個人番号カード（マイナンバーカード）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面記載事項：氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバー、写真、追記欄 等 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：10年間 ・取得義務：無し ・取得方法：申請時又は受取時のいずれかで市町村窓口へ出頭 ・更新方法：転入時又は転居時に市町村窓口へ出頭し、マイナンバーカードを提出し、券面記載事項及び電子証明書等ICチップ内の情報を書き換え <p>→ 券面記載事項に住所が含まれているため、住所が変わると、出頭し、書き換えの手続が必要</p>	<p><u>個人番号カード（カルト・ヴィタル（Carte Vitale））（健康保険証カード）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・根拠法：社会保障法典L161-31条、R161-33-1条～R161-33-11条、2007年3月14日付アレテ（行政命令） NOR：SANS0721151A及びNOR：SANS0721152A ・券面記載事項：発行者番号、カード番号、発行日、氏名、社会保障番号、顔写真、点字でカルト・ヴィタル（Carte Vitale）の「V」 ・ICチップの搭載：有り ・有効期間：無し（ただし少なくとも年に1回、医療保険事務所や薬局に置かれている端末でデータのアップデートが必要（住所変更や婚姻による姓の変更等、被保険者が医療保険事務所に届け出た変更事項等をICチップに反映させるため）） ・取得義務：無し ・取得方法：16歳に達した者には管轄の医療保険事務所からカルト・ヴィタルの申請書類が自動的に郵送される。書類にはすでに必要事項が記載されており、申請者はその内容を確認した上で書類に署名し、証明写真1枚と身分証明書のコピーと共に郵送。約3週間後にカルト・ヴィタルが郵送で届く。また医療保険運営機関のサイトから申請も可能（その場合は満15歳から申請可能）。外国で生まれた者はカルト・ヴィタルの申請に先立ち、社会保障番号を取得していなければならない。 ・更新方法：券面には住所の記載がないため、住所が変わっても書き換えの手続の必要はなく、サイトのアカウント上で住所変更を行い、カードのアップデートを行う。紛失、盗難の場合、あるいはICチップの不良によりカルト・ヴィタルが使用できない時は、アカウントまたはスマホアプリ、郵便、窓口への出頭により管轄事務所にその旨を届け出て、再発行を申請。ICチップが不良のカルト・ヴィタルは、郵送あるいは出頭により返却。 ・利用場面：医療サービスの利用時 ・使用義務：無し（カルト・ヴィタルの代わりに紙の被保険者カードの提示することも可能。ただしカルト・ 	<p>https://www.ameli.fr/paris/assure/remboursements/etre-bien-rembourse/carte-vitale</p> <p>https://www.ameli.fr/paris/assure/droits-demarches/principes/numero-securite-sociale</p> <p>https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F265</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000647622/</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000461627/</p>
電子ID	<p><u>○移動端末設備用電子証明書（スマホGP-SE）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能：電子署名、本人確認（利用者証明） ・有効期間：マイナンバーカードの電子証明書と同一（発行の日から5回目の誕生日まで） ・取得方法：オンラインでマイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて本人確認した上で取得 <p>※ 上記は「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」における公的個人認証法の改正の施行後（令和4年度中）に実現</p>	<p><u>○移動端末設備用電子健康保険証（スマホGP-SE）の試験的運用</u></p> <p>e健康保険カードの試験的使用に関する2019年5月27日付デクレ第2019-528号の規定に基づき、ローヌ県とアルプ・マリタイム県の一部制度医療保険運営機関が、希望する被保険者を対象に、医療サービスの利用の際に医療関係者による被保険者の識別と本人確認ができる「e健康保険カード」と呼ばれるスマホアプリ"apCV"の試験的運用が2年間にわたり行われている（試験的運用の終了は2021年末）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入目的：オンライン手続の簡素化と、医療保険事務所や薬局などでのカルト・ヴィタルのアップデートの手間を省くため。 ・機能：被保険者の識別、本人確認、医療費の払い戻し、医療保険公庫のサービスへのアクセス（アプリはカルト・ヴィタルの代わりに、あるいはカルト・ヴィタルと併用で利用可能） ・試験的運用の対象者：試験的運用への参加を希望する被保険者と医療関係者 	<p>https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038514488/</p> <p>https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A14381</p>
ICチップ・電子証明書の記録事項等	<p>ICチップの記録事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>券面AP</u>：表面情報（4情報（住所・氏名・生年月日・性別）+顔写真）と裏面情報（個人番号）の画像データ ・<u>JPKI-AP</u>：署名用電子証明書（発行番号、発行年月日、有効期間満了日、シリアル番号、4情報等） 利用者証明用電子証明書（発行番号、発行年月日、有効期間満了日、シリアル番号） ・<u>券面入力補助AP</u>：個人番号、4情報等 ・<u>住基AP</u>：住民票コード ・<u>空き領域</u>：印鑑登録証、コンビニ交付、図書館カード、国家公務員身分証明証等。市町村等が条例等で定めるところにより利用可能 <p>→ 住所が記録されているので、住所が変わると、署名用電子証明書が失効</p>	<p><u>ICチップの記録事項</u></p> <p>根拠法：2007年3月14日付アレテNOR：SANS0721152A（第3条）</p> <p>①カードに関するデータ</p> <p>カードの種類、シリアル番号、データスキーマのバージョン番号、データの最新のアップデートに関する情報、有効期間等</p> <p>②カードの保有者（被保険者）に関するデータ</p> <p>社会保障番号、氏名、生年月日、住所、顔写真、16歳未満の被扶養者（いる場合）、医療費の自己負担分の免除および免除の期間（免除が認められる場合のみ）等</p> <p>③加入する医療保険に関するデータ</p> <p>被保険者の社会保障番号、加入する医療保険制度、医療保険運営機関および被保険者の居住地を管轄する事務所、医療費の自己負担分の免除および免除の期間（免除が認められる場合のみ）等</p> <p>④任意補完的医療保険に関するデータ（加入している場合）</p> <p>補完的医療保険共済組合（あるいは保険会社）の番号、保障と付帯サービスの内容、保険の開始日と終了日</p> <p>その他かかりつけ医、緊急連絡先、他のEU加盟国における医療へのアクセスに適用される協定、労災に遭った者の補償保険機関等の記録も可能。</p> <p>カードには被保険者の医療情報は記録されない。</p> <p>※空き領域を地方自治体等が利用することは想定されていない。</p>	<p>https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000461627/</p> <p>https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21742</p> <p>http://unt-ori2.crihan.fr/unsp/2019_Limoges_C2iteam_CarteElectroniqueSante/co/02_4_innovationsCV.html</p>

選挙制度	<p><u>選挙人名簿に登録される者</u></p> <p>引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者</p>	<p><u>選挙人名簿に登録される者（本人が希望する場合、下記の要件のいずれかを満たす者は当該コミュニティに選挙人名簿に登録することができる。ただし、登録できるのは1つのコミュニティに限られる。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのコミュニティに自宅の住所を有する者 ・そのコミュニティに自宅はないが6か月以上居住する者 ・そのコミュニティにおいて、居住はしていないが2年以上続けて地方税を納めている者 ・そのコミュニティにおいて地方税を納めている企業の経営者または最大出資者 ・そのコミュニティにおいて、公務員として指定された住居に居住する義務を負う者 <p><u>選挙人名簿の登録申請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達した者は、INSEEにより自動的に居住するコミュニティの選挙人名簿に登録されるため、手続の必要がない。 ・住所が変わった場合は、コミュニティの選挙担当窓口に出頭あるいは必要書類の郵送により届出（国の行政手続サイト上からも可能、その場合届出はコミュニティに転送される） <p><u>選挙人単一目録（répertoire électoral unique, REU）</u></p> <p>選挙人名簿の登録制度を変更する2016年8月1日法により、2019年1月からINSEEが選挙人単一目録と呼ばれる選挙人名簿を全てのコミュニティに代わり全国的に一括管理。これにより選挙人名簿のリアルタイムでの随時更新が可能となった。コミュニティは選挙の際に、選挙人単一目録からそのコミュニティの選挙人名簿を抽出して使用。選挙人名簿に含まれる情報は、選挙人の氏名、選挙人としての住所、投票所番号および投票時の署名用名簿の署名欄の番号。</p> <p>コミュニティは、首長により選挙人名簿に登録されるべきである者と判断された者および抹消するべき者であることが確認された者について、INSEEに通知する。INSEEはコミュニティからの通知や自然人認識全国目録に登録された戸籍の変更等に基づき、選挙人単一目録のデータを更新する。データ更新の際の個人識別のため、INSEEにより各選挙人に全国選挙人番号が付与されている。コミュニティとINSEEの間のデータのやり取りには、特別のイ</p>	<p>https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGISCTA000006164051/</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf/circ?id=44101</p> <p>https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Reforme-de-la-gestion-des-listes-electorales/L-inscription-sur-les-listes-electorales-ce-qui-change-en-20192#:~:text=Les%20lois%20Pochon%2DWarsmann%20du,unique%2C%20centralisant%20les%20listes%20C3%A9lectorales</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000032958104</p> <p>https://www.vie-publique.fr/loi/20983-modalites-dinscription-sur-les-listes-electorales</p> <p>https://C:/Users/Tebast/Downloads/fiche_1%20(1).pdf</p> <p>https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1372</p>
税制度	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税は、1月1日時点で住民票がある市町村に納税 ・地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額。必要経費の算定に用いる測定単位の一つに「人口」があるが、国勢調査に基づいており、住民基本台帳は補足資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・国から地方への財政移転は、交付金、地方税減免補填、特定補助金および税収移転（地方税の間接税）。税収移転はこれまでの地方分権による権限移譲に伴い増大した自治体の支出の補填を目的とするもの。 ・自治体間の財政不均衡の調整は、国の経常費総合交付金に含まれる財政調整交付金による垂直的財政調整と、各階層の自治体間での水平的財政調整がある。交付金の算定に用いられる測定単位の一つである「人口」は、国勢調査に基づきINSEEが作成した統計データを認証するデクレの規定による。水平的財政調整（自治体の階層ごとに財政調整基金が存在する）は、特定の自治体の特定の税収の一定割合を財政力の弱い自治体に配分。基金に繰り入れる対象税目は基金により異なり、繰入額と基金の配分額の算定に用いられる人口は、同じく国勢調査に基づくもの。 ・税務当局には、あらゆる税の課税標準、税務調査、徴収にかかるデータ処理における個人の識別の信頼性確保のために社会保障番号を使用することが認められる（2019年4月19日付デクレ第2019-341号第2条）。 	<p>https://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publique/files/farandole/ressources/2020/pap/pdf/jaunes/Jaune2020_collectivites-W.pdf</p> <p>https://www.economie.gouv.fr/files/Bercy%20Infos/idl_2019.pdf</p> <p>https://www.cohesion-territoires.gouv.fr/sites/default/files/2021-04/guide_dgf_v2.pdf</p> <p>https://www.vie-publique.fr/fiches/21933-transferts-financiers-de-letat-aux-collectivites</p> <p>https://www.cohesion-territoires.gouv.fr/budget-et-dotations-des-collectivites-locales</p> <p>https://www.vie-publique.fr/fiches/21923-finances-locales-quest-ce-que-la-perequation</p> <p>https://www.collectivites-locales.gouv.fr/finances-locales/fonctionnement-des-dotations-dgf-presentation-generale#DGF%20des%20communes</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=sjOmMik5aL3fw05yCPjtzXI0r2Oe60mH9CMfg</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000025076121/</p>
医療・福祉制度、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護・公的年金は、保険方式 ・住民票の記載事項に以下の事項が含まれ、各制度において活用 <ul style="list-style-type: none"> 国保・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者資格に関する事項、児童手当の受給資格 ・住民基本台帳法の「世帯」を事務処理の基礎としている手続例 <ul style="list-style-type: none"> 国保給付（療養の給付）、健康保険の被扶養者認定、介護保険料徴収、生活保護の開始、生活困窮者住居確保給付金支給、自立支援医療費の支給認定、特別支援学校への就学奨励に係る経費支給、公営住宅の供給等、小児慢性特定疾病医療費支給、難病患者への特定医療費支給、インフルエンザ予防接種、介護老人ホーム入所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・公的年金は保険方式、要介護高齢者手当に相当する手当金は県が支給。 ・医療部門に含まれる公的医療保険制度の主要な制度は、一般制度（会社員や自営業者など、人口の90%が加入）と、農場従事者制度の2つ。それ以外にも船員や国鉄職員等を対象とする複数の特別制度あり。 ・高齢者を対象とする独立した医療制度はない。 ・公的医療保険制度の加入者の個人識別情報の証明と、加入する制度および加入する医療保険の運営主体の確認のために、「医療保険加入者制度間全国目録」と呼ばれるデータファイルが存在する。このファイルには、各加入者の社会保障番号、氏名、生年月日、出生地、死亡した者または医療保険の加入者で亡くなった者についてはその旨の記載、加入する医療保険の運営機関、補完的任意医療保険の（加入している場合）が記録される（住所や職業、医療情報は記録されない）。 ・医療保険加入者制度間全国目録は、INSEEから通知される自然人識別全国目録に関する情報、および医療保険運営機関から提供される情報と照合され、随時更新される。 ・医療保険加入者全国目録の技術上の管理は、給与所得者年金公庫が行っており、給与所得者年金公庫、医療保険運営機関および補完的医療保険共済組合（あるいは保険会社）の間でのデータ交換が可能となっている。 ・医療保険運営機関は、加入申請や加入する制度の変更等の事務処理、またカルト・ヴィタルの発行とそのデータのアップデートに医療保険加入者制度間全国目録を使用。 ・社会保障制度の一部を担う家族手当公庫から支給される出産手当、養育手当、託児手当、住宅手当等は、世帯の家族構成や所得が支給要件となっている。その他公営住宅の供給、県が支給する成年障害者手当の支給認定等も世帯を事務処理の基礎としている。 ・家族手当公庫による手当の支給世帯については、家族手当公庫は毎年税務当局から当該世帯が申告した所得税の額についての通知を受ける。これにより所得の増減に応じて支給される手当の額も自動的に計算し直される。 	<p>https://www.cnil.fr/fr/rniam-repertoire-national-interregimes-des-beneficiaires-de-lassurance-maladie-0</p> <p>https://www.insee.fr/fr/metadonnees/definition/c2074</p> <p>https://www.caf.fr/allocataires/droits-et-prestations/s-informer-sur-les-aides/vos-revenus-recuperes-aupres-des-impots</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT00000562500/</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT00000196010</p> <p>https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038396526/#:~:text=Imprimer-,D%C3%A9cret%20n%C2%B0%202019%2D341%20du%2019%20avril%202019%20relatif,la%20consultation%20de%20ce%20r%C3%A9pertoire</p> <p>https://www.cnil.fr/fr/cnil-direct/question/qui-peut-me-demander-mon-numero-de-securite-sociale-nir</p> <p>・社会保障番号を使用できるサービス主体と、その使用目的については、自然人識別全国目録の登録番号の使用を含む情報処理の実施に関する2019年4月19日付デクレ第2019-341号がこれを定めている。社会保障番号の使用と自然人識別全国目録のデータへのアクセスは、社会保障、保険、住宅、労働、司法、財政、税務、税関、教育等の分野の特定の機関・団体による特目的のためのみに認められる。</p> <p>・民間による社会保障番号の使用は、雇用者(社会保障関連機関への職員採用の届出や給与に占める社会保障料の計算等に必要) および医療保険の被保険者が支払った医療費の自己負担分の払い戻しを行う任意補完的医療保険の運営主体である共済組合あるいは保険会社、また医療機関（薬局を含む）に</p>